

○職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間
を定める規則

平成9年9月30日

公平委員会規則第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）附則第20項の規定により読み替えられた同法第55条の2第3項に規定する公平委員会規則で定める期間は7年とする。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。